

安心してお使い頂くために

導入設置を開始する前に、必ず本書「はじめにお読みください」の内容をお読みになり、本製品を正しくご使用ください。

本書では、付属品の確認、**datasaver**をお使いになる前の準備、製品仕様書、ソフトウェアの使用許諾契約を記載しています。

内容物の確認

作業を始める前に、すべてが揃っているかを確認してください。なお、梱包には万全を期しておりますが、万一不足品、破損品などがありましたら、早急に代理店までご連絡ください。

◆DS21T / DS42T

| | | |
|--------------------------|---------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | datasaver 本体 | 1 台 |
| <input type="checkbox"/> | datasaver AC 電源ケーブル | 1 本 |
| <input type="checkbox"/> | はじめにお読みください | 1 枚 (本書) |
| <input type="checkbox"/> | 製品マニュアル CD | 1 枚 |
| <input type="checkbox"/> | リカバリ CD | 1 枚 |
| <input type="checkbox"/> | インストール兼ドライバ確認 CD | 1 枚 |
| <input type="checkbox"/> | 納品書 | 1 枚 |

◆DS121T

| | | |
|--------------------------|----------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> | datasaver 本体 (HDD 用鍵 3 本付) | 1 台 |
| <input type="checkbox"/> | datasaver AC 電源ケーブル | 2 本 |
| <input type="checkbox"/> | フロントパネル (鍵 2 本付) | 1 枚 |
| <input type="checkbox"/> | ラックマウントレール | 2 本 |
| <input type="checkbox"/> | ラックマウントレール用ネジセット | 1 セット |
| <input type="checkbox"/> | はじめにお読みください | 1 枚 (本書) |
| <input type="checkbox"/> | 製品マニュアル CD | 1 枚 |
| <input type="checkbox"/> | リカバリ CD | 1 枚 |
| <input type="checkbox"/> | インストール兼ドライバ確認 CD | 1 枚 |
| <input type="checkbox"/> | 納品書 | 1 枚 |

導入後のお問い合わせについて

「保守サービス内容確認書」をご参照ください。

※必ず「保守サービス内容確認書」を代理店から受領し、内容に間違いがないか確認を行って下さい。

免責事項について

・地震、雷などの自然災害、火災、第三者による行為、その他の事故、お客様の故意または過失、誤用、その他異常な条件下での使用により生じた損害に関して、当社は一切責任を負いません。

・本製品および本製品に付属のソフトウェアの使用または使用不能から生じた損害、逸失利益、および第三者からのいかなる請求等について、当社は一切責任を負いません。

・本書並びに、本製品に付属の【マニュアル基本編】【マニ

アル応用編】の記載内容に沿わない使用方法により生じた損害に関して、当社は一切責任を負いません。

・当社が関与しない接続機器、ソフトウェアなどとの意図しない組み合わせによる誤動作やハングアップなどから生じた損害に関して、当社は一切責任を負いません。

・記憶装置（ハードディスクなど）に記憶された内容は故障や障害の原因にかかわらず保証致しません。

・バックアップはディスクをブロック単位でイメージとして作成しても、ディスクにエラー等不具合がある場合は、全てのデータを保証するものではありません。従って、重要なデータは他の媒体へも 2 重に保存をしておくことをお願い致します。

・本製品はデータのバックアップ・リカバリを完全に保証するものではありません。

・定期的なメンテナンス・管理を必ずお願いして下さい。（製品マニュアル基本編へ記載）

定期的なフルバックアップ。定期的正常にバックアップがされているかの確認。アラートメールの設定。HDD の正常稼働確認。ハードウェアのほこりの除去等。

上記メンテナンス・管理が行われていない場合保証対象外とさせていただきます。

・本製品および本製品に付属のソフトウェアの仕様および外観は、改良の為予告なく変更することがあります。

著作権等に関するお願い

音楽用 CD 等各種 CD、TV 映像等、インターネットホームページ上の画像等著作権の対象となっている著作物を複製、編集等することは、著作権法上、個人的にまたは家庭内でその複製物や編集物を使用する場合に限って許されています。利用者自身が複製対象物について著作権を有しているか、あるいは複製等について著作権者等から許諾を受けている等の事情が無いにも関わらず、この範囲を超えて複製・編集や複製物・編集物を使用した場合には、著作権等を侵害することとなり、著作権者等から損害賠償等を請求されることとなりますので、そのような利用方法は厳重にお控えください。また、他人の肖像が含まれる画像データを利用する場合、他人の肖像を勝手に使用、改変等すると、肖像権を侵害することとなりますので、そのような利用方法も厳重にお控えください。また、著作権を有するソフトウェア等は、各メーカーの使用許諾契約書の条項が適用されます。




プライバシーポリシー

弊社プライバシーポリシー声明に関しては下記をご覧ください。

<http://www.kikuden.co.jp/iso/index.html>

安全・運用上のご注意

警告表示の意味

| | |
|--|--|
| 警告  | 絶対に行ってはいけないことを記載しています。 この表示の注意事項を守らないと、 使用者が死亡または、重傷を負う可能性が 想定される内容を示しています。 |
| 使用上の注意  | 本製品の使用環境、保管場所および取扱いについて記載しています。この表示の注意事項を守らないと、物的損害の発生、製品故障の可能性が考えられる内容を示しています。 |
| 運用上の注意  | 本製品運用に際して、必ず行って頂きたい事項です。この表示の注意事項を守らないと、バックアップデータが破損または消失する可能性が想定される内容を示しています。 |

警告

- もし異常な音や異常な臭いがしたり、過熱、発煙、変形したときや、落としたり、強い衝撃を与えた時は、直ぐに、正しい電源の落とし方に基づき、電源を切った後、電源プラグをコンセントから抜いて下さい。そのまま使用しますと、火災・やけど・感電の恐れがあります。
- 分解・改造・修理しないで下さい。
火災・感電・故障・ケガの恐れがあります。
- 通電中の本体に布などを掛けたり、暖房器具の近くに置かないで下さい。また、通風孔に触れたり、塞がないで下さい。
内部の温度が上がります、火災・やけど・故障の恐れがあります。
- 本体の上または近くに、「花瓶・コップ」などの液体の入った容器や、「ステーブル・クリップ」などの金属物を置かないで下さい。
異物（金属片・液体など）が本体内部に入りますと、火災・感電の原因となります。異物が内部に入った場合は、直ぐに、正しい電源の落とし方に基づき、電源を切った後、電源プラグをコンセントから抜いて下さい。
- ぐらついた台の上、傾いたところ等不安定な場所に置かないで下さい。落ちたり、倒れたりしてケガをする恐れがあります。
- ケーブル等を本体に接続したり、取り外したりする場合は、【基本マニュアル】に記述されてあるところ以外には絶対に開けたり、使用しないで下さい。故障の原因となる恐れがあります。

使用上の注意

- 直射日光が当たる場所、締め切った場所、暖房機器の近くなどの温度が高くなるところに置かないで下さい。故障・誤動作・記憶内容の消失の原因となります。
- ほこりの多いところに置かないで下さい。
故障・誤動作・記憶内容の消失の原因となります。外部にほこりが付いた際は乾いた布で取り除いて下さい。内部にほこりが入った時は、お買い求めの販売店または、当社サポートまで点検を依頼して下さい。別途有償になります。
- 急激な温度変化を与えないで下さい。
水滴が付着（結露）し、故障・誤動作・記憶内容の消失の原因となります。
- 製品の上に物を乗せたり、物を落としたりしないで下さい。
破損・故障の原因となります。
- お手入れする時は、ベンジン・シンナーなどを使用しないで下さい。

変質・変形・変色の原因となります。

- 本製品仕様中に記載されている未対応 OS やサービスパックや暗号化や SQL データベース等のアプリケーションソフトを使用する場合は、本製品で使用可能かどうかは、お買い求めの代理店までご連絡ください。
- Raid 構築中（再構築を含む）の電源断は故障の原因となる可能性がございますので、ご注意ください。
- 本製品仕様中に記載されている未対応 OS やサービスパックやアプリケーションソフトが原因で発生した障害（お客様へのケガ、財産への損害および製品本体の故障によるデータの消失など）については、当社では責任を負いません。あらかじめご承知ください。

運用上の注意

- 本製品は、必ず管理者を設けて頂き、各種設定や定期的なメンテナンス・確認が必要です。
- システム復旧後のクライアントやHDDを交換の場合等や大幅にシステムに変更があった場合は必ず再度フルバックアップを行ってください。
- もし、ファイルシステムにエラーが発生していた場合、連続保護バックアップを連続で運用されると、そのエラーもバックアップしますので復旧時 OS が立ち上がらない可能性がございます。
- そのような場合を回避するため、メンテナンスも含め、毎月フルバックアップを行って頂くようお願いいたします。メンテナンスフリーの製品ではございませんので、確実に取れているか定期的にご確認ください。

datasaver 起動とシャットダウン方法

【電源を入れて起動】

- ①付属の電源ケーブルを電源コネクタに差し込み、コンセントに繋ぎます。
- ②前面の電源ボタンを約1～2秒押してください。
正確な差し込み口はマニュアル基本編「ハードウェアについて」をご覧ください。

【シャットダウン】

- ①datasaver の IP アドレス **192.168.88.88（初期設定時）** を WEB ブラウザに入力する。
- ②管理者ログイン画面を開く。
- ③管理者ログインパスワード **admin（初期設定時）** を入力。



- ④メニューの【サーバ管理】をクリック。



- ⑤【KDI DataSaver シャットダウン】をクリック。

※本体前面の電源ボタンから急に切りますと、故障の原因となるため、シャットダウンは必ずこちらの手順にてお願いいたします。

ユーザー登録のお願い

datasaver をお使いいただくために欠かせないサポート&サービスや製品更新情報のお知らせなど、ユーザーサポートページが提供するサービスは、ユーザー登録をされたお客様のみがご利用いただけます。お客様に安心して製品をお使いいただくため、ユーザー登録をお願いいたします。

新規ユーザー登録方法

「保守サービス内容確認書」をご用意ください。
購入機種名やシリアル No.を入力いたします。

①弊社サポートページ <http://www.datasaver-pro.com/>へアクセスし、【ユーザー登録】をクリック。



ユーザー登録後のログイン

登録後は【ログイン】より直接ユーザーID とパスワードを入力することによって、ログインできます。



<datasaver ユーザーサポート 機能一覧>

- ・ユーザー登録商品の確認・追加登録
- ・アップデートソフト(ファームウェア・エージェント・インストール兼ドライバ確認 CD・リカバリ CD)のダウンロード
- ・最新マニュアルのダウンロード
- ・よくある質問(FAQ)の検索
- ・サポートチームへの問合せ
- ・ユーザー登録情報の編集

②該当情報を入力。

※印は入力必須項目です。

ユーザー登録

A screenshot of the 'ユーザー情報' (User Information) registration form. It includes fields for: ログインID (Login ID), 担当氏名(漢字) (Responsible name in Kanji), 担当氏名(フリガナ) (Responsible name in Hiragana), メールアドレス (Email address), 住所 (Address) with sub-fields for postal code, prefecture, city, and street, 電話番号 (Phone number), FAX番号 (FAX number), 会社名 (Company name), 部署 (Department), and 役職 (Position). Asterisks indicate required fields.A screenshot of the '購入情報' (Purchase Information) registration form. It includes fields for: シリアルナンバー (Serial number), 購入機種 (Purchase model) with a dropdown menu, 購入先会社 (Purchase company) with a dropdown menu, and 購入先支店 (Purchase branch). Asterisks indicate required fields.

確認

④【確認】をクリック。

⑤確認画面をご覧いただき、内容が宜しければ【登録】をクリック。

⑥登録したEメールアドレス宛に【datasaver ユーザー登録のお知らせ】が届きます。

※メール内にログイン時に必要なパスワードがございます。
すぐにログインして、パスワードを変更下さい。
※IDとパスワードは無くさないよう大切に保管して下さい。

ユーザーID とパスワードを忘れたら？

こちらをクリックし「メールアドレス」を入力して送信してください。登録されたメールアドレスに情報が届きます。





| シリーズ | datasaver | |
|---------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 機種名 | DS21T | DS42T |
| サイズ | W200*H270*D355 | |
| 重量 | 約 7 kg | 約 8.4 kg |
| CPU (s) | Intel Atom Dual Core 1.8GHz | Intel Xeon Qua 3.1GHz |
| メモリ | 2GB SODIM | 4GB ECC |
| HDD | Serial ATA II ディスク | |
| 物理容量 | 2TB(1TB x 2) | 8TB(2TB x 4) |
| 論理容量 | 1TB (RAID1) | 4TB (RAID10) |
| LAN | GB イーサネットポート x 1 オートセンシング | GB イーサネットポート x 2 オートセンシング |
| 電源 | 450W シングル | |
| その他 | ホットスワップHDD 機能あり RAID：ソフトウェア RAID1 | ホットスワップHDD 機能あり RAID：ハードウェア RAID10 |



| シリーズ | datasaver | |
|---------|--|--|
| 機種名 | DS121T | |
| サイズ | 2U W440*H88*D700 | |
| 重量 | 約 26 kg | |
| CPU (s) | Intel Xeon X3450 | |
| メモリ | 8GB ECC | |
| HDD | Serial ATA II ディスク | |
| 物理容量 | 12TB(1TB x 12) | |
| 論理容量 | 9TB (RAID6+ホットスペア) | |
| LAN | GB イーサネットポート x 2 オートセンシング | |
| 電源 | 800W x 2 2重化 | |
| その他 | ホットスワップHDD 機能あり RAID：ハードウェア RAID6 + ホットスペア | |

| 対応 OS | |
|--|---|
| Windows XP SP2 以上 (32bit のみ) | ○ |
| Windows Vista (32bit/64bit) | ○ |
| Windows 7 (32bit/64bit) | ○ |
| Windows 8 (32bit/64bit) | ○ |
| Windows Server 2003/ 2003R2 SP2 以上 (32bit/64bit) | ○ |
| Windows Server 2008 /2008R2 (32bit/64bit) | ○ |
| Windows Server 2012 (32bit/64bit) | ○ |
| LINUX | × |
| MAC | × |

| 対応 Soft | |
|---------------|---|
| Microsoft SQL | △ Microsoft SQL Server 2005 以上 |
| Oracle | △ 11G は対応 (VSS 対応の為) |
| 暗号化 | △ 対応していないアプリケーションソフト、バージョンがございますので、 導入前に貸出機で確認をお願い致します。 |

| 対応 UPS (無停電電源装置) | |
|------------------|--|
| APC Smart-UPS | SUA500JB / SUA750JB / SUA750RMJ1UB / SUA1000JB /SUA1500JB / SUA1500RMJ2UB / SUA2200JB / SUA3000JB / SUA3000RMJ2UB ※別途 AP98117J もしくは AP9827 USB 付属ケーブルが必要 ※上記機種には datasaver に自動シャットダウンさせるソフトのインストールは必要ありません。 |

| 対象 PC | | |
|-------------|-------------|---|
| 推奨スペック | メモリ | 1GB RAM 以上 |
| | CPU | Pentium4 プロセッサ 1GHz または DUAL CORE CPU 相当品以上 |
| | ディスク空き容量 | 1.5GB以上 |
| 対応ディスクボリューム | NTFS | ○ |
| | FAT32 | △ (Cドライブ以外なら OK) |
| | ReFS | × |
| | ダイナミックボリューム | × |
| | 圧縮ドライブボリューム | × (開発中) |
| GPT ディスク | | ○ (連続保護稼働中で、上書きにてソフトウェアをアップデートの場合、 MBR ディスクと GPT ディスクを含む場合、フルバックアップをやり直す 必要がございます。) |
| | 注意点 | <ul style="list-style-type: none"> ●対象 PC に問題がある場合、正しく動作しない場合がございます。 ●不良セクタのある HDD は、正常にバックアップできない場合がございます。 ●フラグメントが多数ある HDD は、正常にバックアップができない場合がございます。 ●パーティションの論理フォーマットをしていない箇所があるディスクはバックアップできません。 ●フルバックアップ取得前に必ず製品 CD から起動できる事を確認して下さい。なお、製品 CD を起動ディスクとして使用する際には CD-ROM ブート可能な BIOS が搭載されている必要がございます。 ●メーカー製リカバリ CD (製品添付またはメーカーより購入) の有無をご確認下さい。 ●対象がサーバの場合、サーバを長期間再起動をしておらず、且つ長時間稼働している場合、本製品とは関係無く稀に再起動時に HDD や OS に不具合が生じる場合がございます。 |

| 回線 | |
|-------------|---|
| 推奨回線環境 | 1Gbps 以上の有線 LAN |
| 注意点 | <ul style="list-style-type: none"> ●Wireless（無線）LAN での運用の場合、断線等の回線トラブルにより正常にバックアップ、リカバリができない場合がございます。 ●WAN 回線での運用の場合、LAN 環境よりもバックアップ、リストアに時間を要します。また、回線負荷等による回線トラブルにより、正常にバックアップ、リカバリができない場合がございます。 ●本製品と対象 PC 間のハブのカスケードは 2 段階までとして下さい。 |
| ハードウェアの設置場所 | |
| 使用・周囲温度範囲 | 10℃～35℃ |
| 注意点 | <ul style="list-style-type: none"> ●通風確保のため他の装置との間隔を十分に空けて下さい。 ●ホコリの多い場所に置かないで下さい。 |
| 機能・特長 | |
| バックアップ | <ul style="list-style-type: none"> ●エージェントに対しライセンスフリー ●OS、各種設定、アプリケーションソフト、データまで HDD 全体のバックアップ ●CDP（連続差分）バックアップ（回線挙動時でも自動で保護を再開） ●単独バックアップ ●キャッシュレスバックアップ（Microsoft Volume Shadow Copy Service 技術を使用） ●フルバックアップ中でもユーザーログオフが可能。その後の自動シャットダウンも可能 ●対象PCの不良セクタや読み込みエラーを検出 ●簡単操作でフルバックアップの実行が可能 ●よりクリーンで簡易なユーザインターフェース、バックアップ状態も可視化 ●バックアップに必要な容量を自動的に確保 ●下記仮想環境下でも使用可能。（エージェントが稼働しているゲスト OS のみ。ホスト OS 非対応） VMware vSphere Hypervisor (ESXi) / VMware ESX/ VM Fusion on Mac OSX / VMware Workstation / VMware Player / VMware Server on Windows./ Parallels Desktop for Mac OSX / Parallels Desktop for Windows/ Sun Virtual Box for Windows / Sun Virtual Box for Mac OSX / Citrix Xen Server / Microsoft HYPER-V 2.0（但し、フルリストア時にレガシーNIC の追加が必要） ※上記環境は事前に評価器にて稼働確認をお願い致します。 |
| リカバリ | <ul style="list-style-type: none"> ●手動でリカバリポイントを直ちに作成が可能 ●簡単操作でフルシステムリカバリの実行が可能 ●フルシステムリカバリは全ての HDD または特定の HDD の選択が可能 ●個別ファイル／複数ファイルおよびフォルダの個別ファイル復旧が可能 ●最大 64 世代のリカバリポイント |
| セキュリティ、管理 | <ul style="list-style-type: none"> ●エージェント名とパスワードにより各アカウントを保護 ●高速AES暗号化ネットワークによるデータ転送 ●Eメールアラートによる状況 |

ご注意点 ★本製品をご担当される管理者様を必ず設けて下さい。
★本機能を正常に維持するためには定期的な点検またはメンテナンスが必要です。
★本製品はデータのバックアップ、リカバリを完全に保証するものではありません。

ソフトウェアの使用許諾契約

デジタルアーティファクト株式会社(この文書において「本件の供給者」と呼ばれる)

ソフトウェアの使用許諾契約の条項たる条件に関する告示

当事者である貴方は、この商取引に基づいて認可を付与されたソフトウェアのコピーのインストール、およびその使用の以前に、以下に明記されたソフトウェアの使用許諾契約の条項たる条件を検討した上で、それに対しての受諾を行なわなければならないものとする。当事者である貴方による前記のソフトウェアに関する使用、および/またはインストール、および/またはコピーは、本件のソフトウェアの使用許諾契約の条項たる条件についての貴方の無条件の、および撤回不能の受諾とする。当事者である貴方が、本件のソフトウェアの使用許諾契約の条項たる条件に同意しない場合、貴方は前記のソフトウェアのインストール、もしくはその使用を行ってはならないとともに、本件の供給者により当事者である貴方に提供される全てのソフトウェア/製品等、およびその他のあらゆる資料/文書/媒体を即時に返却しなければならぬものとする。さらに、当事者である貴方は、この商取引に基づいて提供されるソフトウェア/製品(等)に関して、当事者である貴方の創作したそれらのあらゆるコピーを即時に削除しなければならないものとする。

いかなる場合であっても、この商取引に基づいて認可が付与される本件のソフトウェアにおいてデジタルアーティファクト株式会社から当事者である貴方による直接購入を含む商取引については、その代金の返還が行なわれないものとする。ただし全てのソフトウェア/製品等、およびその他のあらゆる資料/文書/媒体が、この商取引に基づいて認可を付与された本件のソフトウェアのコピーを貴方が取得した日から7日以内にデジタルアーティファクト株式会社に対して返却された場合を除く。

ソフトウェアの使用許諾契約

第1条 前文

この契約は、神奈川県横浜市港北区北新横浜1-2-5にその住所を有するデジタルアーティファクト株式会社(以下「本件の供給者」という)と(場合によっては)発行される認可証明書において被認可人として確認される法主体*、または個人、および/または(場合によっては)特定のコンピューター・プログラムに関する認可、およびインストールへの認可番号が発行された法主体、または個人(以下「本件の顧客」という)との間で締結されるものとする。

第2条 定義

関連資料

関連資料とは、操作マニュアル、およびその他の印刷された資料を意味し、これには、認可を付与されたプログラムに関する理解やその適用を援助、または補助するために作られた、およびその媒体(例:CDROM)に対するソフトウェアのインストールに含まれ、本件の供給者のウェブサイトで利用可能なユーザー・ガイド、ユーザー・マニュアル、プログラミング・マニュアル、修正マニュアル、フロー・チャート*、図面、およびソフトウェアのリストが含まれるものとする。

効力発生日*

効力発生日とは、本件の顧客がこの契約の第4条に基づいて認可を付与されたプログラムを受諾する、あるいは受諾したもののみなされる時点における日を意味する。

指定機器

指定機器とは、本件の供給者から本件の顧客が購入した datasaver@接続した、およびその認可を付与されたプログラムが本件の顧客により使用されるその顧客の指定建物に設置したコンピューター機器を意味する。

不可抗力*

不可抗力とは、本件の供給者が合理的に支配することのできないあらゆる行為、不作為、またはその状況を意味する。

認可

認可とは、この契約に基づいて本件の顧客に対して本件の供給者により付与される認可を意味する。

認可を付与されたプログラム

認可を付与されたプログラムとは、何らかの関連資料、および証拠資料、本件のプログラムに関する何らかの強化、修正、またはニューリリース*に伴い、機器による読み取り可能な媒体における一組の説明、または表明から成り立つデータ・セーバー(datasaver)に関する顧客のソフトウェアを意味する。

特別な規定により除外されない限りにおいて、単数形の意味を含む単語は、複数形の意味を含むものとし、その逆に、複数形の意味を含む単語は、単数形の意味を含むものとする。さらに、一つの性についての単語は、その他の性を含むものとする。

第3条 契約の範囲

本件供給者は、指定機器において認可を付与されたプログラムを使用するための譲渡不可の、および非独占の認可を、本件顧客に対して付与する。

第4条 認可を付与されたプログラムの受諾および契約の期間

第4条-第1項

本件の顧客は、認可を付与されたプログラムのインストールの手続きの間、本件のプログラムの受諾、および契約の条項たる条件に対する合意を確認することにより、または認可を付与されたプログラムを使用することにより、認可を付与されたプログラムを受諾するとともに、この契約における全ての条項に同意したものとす。本件のプログラムを使用する場合、本件の顧客は、その認可を付与されたプログラムを受諾したものとみなされるとともに、その使用の開始の時点においてこの契約の全ての条項に同意をしたとみなされる。

第4条-第2項

この契約は、効力発生日からその法的な効力を生じるとともに、この契約によって、いずれかの当事者が終了させるまで継続的に存続する。

第5条 操作に関する仕様書

第5条-第1項

本件の供給者は、認可を付与されたプログラムに関しての操作上の特性を明確にする仕様書を関連文書の中にも含むものとする。

第5条-第2項

本件の供給者は、前項の仕様書をしばしば部分的に変更する、代替する、または修正する。認可を付与されたプログラムには、そのような何らかの部分的な変更、代替、または修正にもかかわらず、この契約が適用される。

第6条 資料

第6条-第1項

本件の顧客は、関連資料がその認可を付与され

たプログラムの妥当な使用のために十分な情報を含んでいるという条件が充足されているということを確認する。

第6条-第2項

関連資料は、認可を付与されたプログラムに関して、この契約において課されるようなコピー、および修正に関する制限、または法律により課されるようなその他の制限に従うものとする。認可を付与されたプログラムの通常の使用に関連する場合を除き、本件の顧客は関連資料を使用してはならない。

第6条-第3項

本件の供給者は、必要であるとみなされる場合、あらゆる、および全ての関連資料、もしくは仕様書をしばしば部分的に変更する、代替する、または修正することができるものとする。さらに、認可を付与されたプログラムは、そのような何らかの変更、代替、または修正にもかかわらず、この契約が適用される。

第7条 認可

第7条-第1項

本件の供給者は、本件の供給者が本件の顧客に対して認可を付与する権利、および権限を有するということを保証する。

第7条-第2項

本件の顧客は、指定機器に関して、および関連資料、またはその他の書面において本件の供給者により本件の顧客に対して通知された通常の操作上の手続きに従うことによるのみ認可を付与されたプログラムを使用することができる。

第7条-第3項

本件の顧客は、本件の供給者の事前の書面による同意なしで、認可を付与されたプログラムのコピー、変更、修正、もしくは複製を行ってはならないものとする。

第7条-第4項

この契約に基づき認可を付与されたプログラムを使用することができるのは、本件の顧客に限定されるものとする。

第7条-第5項

認可を付与されたプログラムのあらゆる無許可の使用、変更、修正、複製、発行、開示、または譲渡がなされた場合、本件の供給者は、差止命令*による救済を含んだ本件の顧客に対する法律上の手段をとることができる。

第7条-第6項

この契約におけるいかなる規定であっても、アップグレード、または強化、もしくはその他のものを提供することによるかどうかにかかわらず、認可を付与されたプログラムを管理する義務を本件の供給者に負担させないものとする。本件の顧客がそのような管理を要請する場合、当事者間の別途の契約によるものとされる。

第8条 コピー

第8条-第1項

第8条の第2項に従い、本件の顧客は、本件の供給者の事前の書面による同意なしで、いかなる手段、または方法によっても、認可を付与されたプログラム、もしくは関連資料のコピー、あるいは複製を行ってはならないものとする。

第8条-第2項

本件の顧客は、バックアップ、および安全対策を目的として、認可を付与されたプログラムの一つのコピーを作成することができるものとする。本件の顧客は、本件の供給者の財産としてそのようなコピ

一を承認する。前記のコピーに対して、この契約の条項が必要な修正をなされて適用されるものとする。

第8条-第3項

本件の顧客は、(該当する場合において)著作権に関する本件の供給者の有する所有権についての告示、および認可を付与されたプログラムが本件の供給者に対する機密性を有した情報を含んでいるということを明記した告示が、認可を付与されたプログラムのコピーに対して添付されているということを保証する。本件の顧客は、そのような告示の形式、またはその内容に関して、本件の供給者のあらゆる指示に対して従うものとする。

第9条 修正の不可

本件の顧客は、認可を付与されたプログラムの修正、あるいはその変更を行なわないとともに、認可を付与されたプログラムの全て、またはその一部をその他の認可を付与されたプログラムと結合してはならない。

第10条 リバース・エンジニアリング*

本件の顧客は、認可を付与されたプログラムの全て、またはその一部に対するリバース・アセンブル、またはリバース・コンパイルを行なわないとともに、直接的、または間接的に、認可を付与された本件のプログラムの全て、またはその一部に対するリバース・アセンブル、またはリバース・コンパイルを第三者に許可したり、第三者に行なわせてはならないものとする。

第11条 ニューリリース/アップグレード

第11条-第1項

本件の顧客は、本件の供給者からの認可を付与されたプログラムへのアップグレードを取得/購入することができるものとする。さらに、本件の顧客は、当該アップグレードに対して本件の供給者が自己の自由裁量で課する可能性のある何らかの手数料/料金を支払うものとする。

第11条-第2項

この契約に基づいて本件の顧客により支払われるべき全ての手数料および料金には、この契約、またはその他に基づいて認可を付与されたプログラム、その使用、またはその管理に賦課される可能性のある、またはそれらに関して賦課される可能性のあるあらゆる税金、関税、手数料、料金、またはその他の政府による課税、または課徴金を含まない。そのような税金、関税、手数料、料金、またはその他の政府による課税は、支払期限に至る際、本件の顧客により即時に支払いがなされるものとし、いかなる場合であっても、そのような支払いを要請する本件の供給者による書面での通知から30日以内に支払いが行われなくてはならないものとする。本件の顧客は、本件の供給者により行なわれる全ての支払いに対して、本件の供給者に十分な補償を行なうとともに、本件の供給者が損害を被らないように確保する。これは、この条項に基づいて本件の顧客の責任とされる。

第12条 安全保障

第12条-第1項

本件の顧客は、認可を付与されたプログラムと関連資料の使用、監視、管理、および統制に対しての責任を自ら負担する。

第12条-第2項

本件の顧客は、認可を付与されたプログラムが、本件の目的に対して本件の供給者により認可を付与されていないあらゆる当事者によるアクセス*、使用もしくは濫用、損害、または破壊から常に保護されることを確保する。

第12条-第3項

本件の顧客は、認可を付与されたプログラムの使用、コピー、修正、およびその開示に関する正確な記録を保持する。本件の顧客は、本件の供給者が、顧客の通常の営業時間においてそのような記録をいつでも検査することを許可する。本件の供給者が要請する場合、本件の顧客は、そのような記録の全て、またはその一部のコピーを本件の供給者に対して提供しなければならない。

第13条 危険負担*

認可を付与されたプログラム、当該関連資料、および本件の供給者が提供した全ての資料/文書/媒体に対しての損失、または損害の危険負担は、効力発生日の時点において、本件の顧客に移転する。

第14条 機密性

第14条-第1項

本件の顧客は、認可を付与されたプログラム、本件の供給者、またはその顧客*に何らかの点で関連性を有した情報を、機密性を有した情報として取り扱わなければならない。

第14条-第2項

本件の顧客は、本件の供給者による書面での事前の同意なしで、そのような情報の詳細を第三者に対してコピーする、またはその開示を行なわないものとし、あるいは第三者にコピーを行わせないものとする。

第14条-第3項

本件の顧客は、認可を付与されたプログラムが本件の供給者により合理的に予期される方法において使用されるための必要な範囲においてのみ、そのような情報の詳細を使用することができる。

第14条-第4項

本件の顧客は、認可を付与されたプログラムが本件の供給者により合理的に予期される方法において使用されるということを要請される被用者に対してのみ、そのような情報の詳細を開示することができる。

第14条-第5項

本件の顧客は、この契約の履行から、あるいはその契約の履行において直接的、または間接的に生じたあらゆる発見、発明、特許、設計、もしくはその他の権利が本件の供給者の財産権に属することを承認する。

第14条-第6項

この条項に基づいた本件の顧客の責務は、この契約の終了以降において継続的に効力を有する。

第15条 第三者らの権利

この契約の当事者に相当しない者は、契約法(第三者の権利)(Cap53B)に基づく、何らかの条項を施行するためのいかなる権利も有さないものとする。

第16条 知的所有権*

第16条-第1項

第16条の第2項、第3項に従い、本件の供給者は、認可を付与されたプログラムに関する本件の顧客の使用がシンガポールにおける著作権の侵害を構成するということを確定する、および本件の顧客に対して第3者により提起された訴訟手続き

における何らかの最終判決に基づいた責任に対して、本件の顧客への補償を行なうものとする。

第16条-第2項

本件の供給者は、本件の顧客が以下の事項を行なわない限り、第16条における第1項の条項において規定されるような顧客に対しての補償を行なわないものとする。

(a) 何らかの侵害、侵害の容疑、または侵害の疑惑について、できるだけ早く書面で本件の供給者に通知すること

(b) 訴訟手続きの開始の以前に、和解、または示談に対する交渉を含んだ請求に対する防衛的行為を行なうための選択を本件の供給者に与えること

(c) そのような請求に関する防衛的行為を行なうことにおいて合理的な援助を本件の供給者に与えること

(d) 侵害が発生しないようにする目的で、本件の供給者の費用で認可を付与されたプログラムの修正、変更、または代替を行なうことを本件の供給者に許可すること、および

(e) 認可を付与されたプログラムの使用、および占有を継続するための権限を本件の顧客のために取得するという点に関して、本件の供給者にその認可を行なうこと

第16条-第3項

本件の供給者は、何らかの侵害、侵害の容疑、または侵害の疑惑が以下に記載された事項から生じた場合、本件の顧客に対する補償を行なわないものとする。

(a) 本件の供給者により特別に承認されていないコンピューター・プログラムとの何らかの手段、および方法による組み合わせにおいて、その認可を付与されたプログラムの使用

(b) 本件の供給者により合理的に予期されていない、または認可されていない方法、もしくは目的のための認可を付与されたプログラムの使用

(c) 本件の供給者の書面による事前の同意なしで、その認可を付与されたプログラムの修正、または変更、あるいは

(d) 本件の供給者の書面による事前の同意なしで、その認可を付与されたプログラムに関して本件の顧客により締結されたあらゆる商取引

第16条-第4項

本件の顧客は、以下に記載される事項に関して直接的または間接的かどうかにかかわらず、そのような侵害を申し立てる第三者による請求から生じたあらゆる損失、費用、支出、要請、または責務に対して、本件の供給者に補償を行なうとともに、本件の供給者が何らかの損害を被らないように維持する。

(a) その請求が第16条における第3項の(a)から(d)までの条項において規定される事項から生じた場合

(b) その請求に対する抗弁を行なう本件の供給者の法的能力が、本件の顧客の第16条第2項の規定の不履行により、侵害されている場合、あるいは

(c) 本件の供給者が認可を付与されたプログラムを開発するために本件の顧客により供給者に対して提供された情報が、第三者の有する知的所有権*、または工業所有権*を侵害する場合

第17条 保証

第17条—第1項 限定的保証

本件の供給者は、認可を付与されたプログラムが本件の関連資料に従い実質的に作動するということを保証する。この保証は、効力発生日から1年間有効とされる。法律が許可する最大の範囲において、この製品に関して法律により課されるあらゆる保証は、同様に1年間に限定されるものとする。この保証は、認可を付与されたプログラムに関する瑕疵が事故、濫用、または誤用から生じた場合には、適用されないものとする。本件の顧客が、認可を付与されたプログラムがこの保証を満たさないということを前記の保証期間内において本件の供給者に通知する場合、本件の供給者は、その選択により、(i) 認可を付与されたプログラムに対して支払われた金額を返還する、もしくは(ii) 認可を付与されたプログラムを修理、または交換する。法律が許可する最大の範囲において、これは、この副次的条項において規定されるように機能するその認可を付与されたプログラムに関して、そのプログラムの何らかの瑕疵に対する本件の顧客の唯一の救済であるものとする。

第17条—第2項

前記の第17条における第1項のあらゆる条項にもかかわらず、本件の供給者は、以下の場合には認可を付与されたプログラムにおける何らかの欠陥を修復する責任を負担しないものとする。

(a) 当該欠陥により、本件の顧客の仕様書、または第5条において明記される仕様書から著しく逸脱した認可を付与されたプログラムの作動が結果として生じないこと

(b) 当該欠陥が、本件の供給者により書面で許可されていない認可を付与されたプログラムに対する変更、または修正の結果であること

(c) 当該欠陥が、本件の供給者により書面で許可されていない機器、プログラム、またはサービスとの組み合わせにおいて、認可を付与されたプログラムの使用の結果であること

(d) 当該欠陥が、本件の供給者により勧告された操作の環境によるものを除いた、または本件の供給者の指示に従うものを除いた認可を付与されたプログラムの使用の結果であること、もしくは

(e) 当該欠陥が、この契約、または認可を付与されたそのプログラムに関連性を有したその他のあらゆる契約に基づいた義務に関して、本件の顧客によるその不履行の結果であること

第17条—第3項

適用される法律により許容される範囲内で、本件の供給者は、本契約のどこかで明確に規定されている保証を除き、明示又は黙示又は制定法上のものを問わず、ライセンスされたプログラムと添付書類及びサポートサービスについてのあらゆる事項(権利についての保証、非侵害、市場性、特定目的への適合性等)について、一切の保証又は条件を負わない。本件の供給者は、本件の供給者が本件の顧客に特定又は紹介した、第三者のベンダー(ソフト等の供給者)又はコンサルタントによって供給されたサービスや製品については、本件の供給者と本件の顧客との間の書面による契約で責任が生じ得るサービスや製品が規定されない限り、規定された場合も規定された限度においてしか、責任を負わない。

第17条—第4項

前記における第17条の第3項の効力を制限することなしで、本件の供給者は、以下に記載される事項を保証しないものとする。

(a) 認可を付与されたプログラムがいかなる欠陥も有さないこと

(b) 認可を付与されたプログラムの使用が中断されないこと

(c) 認可を付与されたプログラムが当該仕様書において明記されるもの以外の本件の顧客の要求を具備すること

(d) 認可を付与されたプログラムが本件の顧客による使用に対して予定されるような組み合わせにおいて作動すること、または

(e) 認可を付与されたプログラムが仕様書の中で明示されていない何らかの機能を提供すること

第18条 供給者の責任

第18条—第1項

この契約において反対の趣旨が明示的に規定されている場合を除いて、明示的、黙示的、制定法上の、またはその他のものによるかどうかにかかわらず、認可を付与されたプログラム、またはこの契約に対して何らかの点で関連した全ての契約の条項たる条件、保証、約束、誘因*、または表示は、除外されるものとする。前記の規定を制限することなく、本件の供給者は、認可を付与されたプログラム、またはこの契約に基づいた責務に従うことについての本件の供給者側の不履行、または不作為に関して、直接的、または間接的に受けた、または被った、あるいはそれらから生じたあらゆる原因による損失、または損害(間接的な損失、または損害を含む)について、その責任を本件の顧客に負担しないものとする。

第18条—第2項

何らかの制定法がこの契約の中に何らかの条項、条件、または保証を黙示的に含む場合、およびその制定法がそのような条項、条件、または保証に基づく責務の履行、または行使を除外、あるいは変更する契約の規定を無効、または禁止する場合、そのような条項、条件、または保証は、この契約の中に含まれるものとみなされる。しかしながら、そのような条項、条件、または保証のあらゆる違反に対する本件の供給者の責務は、本件の供給者の選択により、以下に記載されるいずれかの事項、または一つ以上の事項に対して限定されるものとする。

(a) その違反が商品に関連する場合、

(i) 当該商品の交換、または同等の商品の提供

(ii) そのような商品の修理

(iii) 当該商品を交換する、または同等の商品を取得するための費用の支払い、または

(iv) 当該商品を修理するための費用の支払い、および

(b) その違反がサービスに関連する場合、

(i) 当該サービスの再度の提供、または

(ii) 当該サービスを再び提供するための費用の支払い

第18条—第3項

本件の顧客は、本件の顧客が、この契約において、または本件の供給者により製造された何らかのカタログ、広告資料などのあらゆる文書において含まれた何らかの説明書、または例示、もしくは仕様書において明示的に表明されていない本件の供給者により行なわれたあらゆる表示に依存しないということを保証する。

第18条—第4項

適用する法律が許可する最大の範囲において、本件の供給者、または関連会社、提携会社の法主体ら、または供給者らのいずれの当事者も、何らかの契約、製品、調整、またはサービスに関連して生じたあらゆる間接的な損害(間接的、特別な、または付随的な損害、および利益または収入の損失、営業妨害、営業に関する情報の損失に関する損害を含むが、これらに限定されないものとする。)に対して何ら責任を負担しないものとする。これに関しては、そのような損害の可能性が存在することについて勧告された場合、またはそのような可能性が合理的に予見可能であった場合でも、それらのいずれの当事者も何ら責任を負担しない。

第18条—第5項

この契約における損害賠償に対しての責務の限定、および除外は、その責務が契約、不法行為(過失を含む)、および保証やその他の法律原則の違反に基づくかどうかにかかわらず、適用されるものとする。

第19条 不可抗力*

第19条—第1項

本件の供給者は、不履行、または遅延が不可抗力を原因として生じた場合、その責務を履行することに関する遅延、またはそれに関する不履行に対して何ら責任を負担しないものとする。

第19条—第2項

本件の供給者は、不可抗力のために予期された遅延に関して、できるだけ早く本件の顧客に対してその通知を行うものとする。この契約に基づいた本件の供給者の責務に関する履行は、不可抗力のために生じた遅延に相当する期間、一時的に停止する。

第19条—第3項

不可抗力のために生じた遅延が15日間*を超える場合、本件の供給者は、本件の顧客に対して通知をする時点においてこの契約を即時に終了させることができるものとする。本件の供給者が本件の顧客に対してそのような通知をする場合、

(a) 本件の顧客は、引渡しが行われている場合、認可を付与されたプログラムの返却、または破棄に対する本件の供給者の指示に従うものとする。

(b) 本件の供給者は、商品、またはサービスが提供されていないこの契約に基づいた本件の顧客により以前に支払われた金銭を返還するものとする。

(c) 本件の顧客は、行なわれるサービス、または契約終了の以前に被った費用および支出に関連した合理的な金額を本件の供給者に対して支払うものとする。および

(d) 本件の供給者は、もし該当する場合、第19条の第3項(b)において明記された金銭から第19条の第3項(c)において明記された費用、またはその一部の費用をその金額から控除することができるものとする。

第20条 契約の終了

第20条—第1項

この契約におけるあらゆるその他の条項を制限することなく、本件の供給者は、書面での通知により即時にこの契約を終了させることができるものとする。これに関しては、以下の事項をその条件とする。

(a) (本件の供給者から本件の顧客による認可を付与されたプログラムの直接購入を含む商取引に

関して)本件の供給者に対して本件の顧客により支払われるべきあらゆる支払いが、そのような支払いが支払期限に至り、本件の供給者に対して本件の顧客により支払われるべきとなった以後の日から、未納/未払いとして存続すること、または

(b) 本件の顧客がこの契約の何らかの条項に違反し、そのような違反が本件の供給者による書面での通知から 14 日以内に回復されないこと、または

(c) 本件の顧客が認可を付与されたプログラムを処分すること

第 20 条—第 2 項

第 20 条における第 1 項の条項にもかかわらず、以下の場合には本件の供給者は、本件の顧客に対する書面による通知の時点において、この契約を即時に終了させることができるものとする。

(a) 本件の顧客が何らかの形式の支払不能の財産管理に服する、服する恐れのある、または服する決定を行なう、もしくは服する危険性のあること

(b) 法人である顧客が解散する、解散する恐れのある、または解散する決定を行なう、もしくは解散する危険性のあること

(c) 自然人*である顧客が死亡すること、または

(d) 本件の顧客が通常の方法における営業行為を停止する、または停止する恐れのあること

第 20 条—第 3 項

第 20 条の第 1 項、または第 2 項の条項に従い、通知が本件の顧客に対して与えられる場合、本件の供給者は、契約を終了することに加えて、以下に記載される事項を行なうことができるものとする。

(a) 本件の顧客の所有、管理、または統制にある認可を付与されたプログラムのあらゆるコピーを取り戻すこと

(b) 支払いが行なわれたあらゆる金銭を保持すること

(c) 以前に金額が請求されていない業務に関して、遂行された業務に対して合理的な金額を請求すること

(d) この契約に基づいた何らかの更なる責務から免れるものとみなされること、および

(e) 法律により規定されるあらゆる付加的な、もしくは代替的な救済を請求すること

第 20 条—第 4 項

この契約の終了の時点において、本件の顧客は、認可を付与されたプログラム、関連資料、および認可を付与されたプログラム、関連資料の全てのコピーが本件の供給者に対して返却されるという書面による証明書を、要請次第、即時に本件の供給者に対して提供しなければならない。

第 21 条 譲渡

この契約の利得は、本件の供給者による書面での事前の同意なしで、(譲渡、第 2 次的認可、またはその他によるものかどうかにかかわらず)本件の顧客によりいかなる方法においても処理されてはならないものとする。

第 22 条 下請契約

本件の供給者は、本件の顧客による書面での事前の同意を取得することなくして、この契約の履行、またはこの契約に関する何らかの部分についての履行に関して下請契約を行なうことができるものとする。

第 23 条 権利放棄

第 23 条—第 1 項

この契約に基づきいかなる権利であっても、それぞれの当事者により署名される書面での通知による場合を除き、放棄されるとみなされないものとする。

第 23 条—第 2 項

第 23 条の第 1 項の副次的効果として、本件の供給者による権利放棄は、本件の顧客によるこの契約に関する何らかの以後の違反に関して、その権利を侵害しないものとする。

第 23 条—第 3 項

第 23 条の第 1 項の条項に従い、この契約のあらゆる条項を施行することに関して本件の供給者による何らかの不履行、または何らかの不作为、遅延、または本件の顧客に対して本件の供給者により付与された支払い猶予は、この契約に基づいた本件の供給者の権利の放棄として解釈されないものとする。

第 24 条 不可分契約*

この契約は、第 1 条に明記される内容に対して当事者間の不可分の契約を構成する。あらゆる事前の協議、契約、表示、または約束は、効力を有しない。この契約に関するあらゆる条項の修正、または変更は、それぞれの当事者により書面で署名されない限り、有効とされないものとする。

第 25 条 標題

この契約において使用される標題は、参照の便宜さ、および安易さを目的とするものであり、この契約の一部に相当しないものとする。さらに、この標題は、この契約の意味、または解釈に関連性を有さないとともに、それらに影響を及ぼさないものとする。

第 26 条 可分性*

この契約のあらゆる規定が何らかの理由のために無効、施行不可能、もしくは違法と判示される場合、この契約は、そのような規定が削除されるものとみなされる規定を除いて、継続的に効力を有するものとする。

第 27 条 準拠法

この契約は、シンガポールにおける法律に準拠するとともに、その法律に従い解釈が行なわれるものとする。

第 28 条 通知

第 28 条 第 1 項

この契約に基づいた通知は、本件の供給者に関してはこの契約において、および本件の顧客に関しては本件の供給者の記録において指定された住所に対して、手渡し、書留郵便、テレックス、またはファクシミリにより送達されるものとする。

第 28 条 第 2 項

通知は、以下に記載される時点において付与されたものとみなされる。

(a) 手渡し、もしくは書留郵便の場合においては、受理する当事者の役員、または正当に権限を付与された被用者、代理人、または代表者による書面での受理の認知の時点

(b) テレックスの場合には、アンサー・バックの受理の時点

(c) ファクシミリの場合には、送信完了の時点

第 29 条 争訟*

契約の実体性、有効性、または終了に関する何らかの質疑を含むこの契約から生じた、あるいはそれに関連性を有したあらゆる争訟は、シンガポールにおける国際仲裁裁判センターの仲裁裁判に

関する規則に従い、シンガポールにおける仲裁裁判に対して付託*されるとともに、その仲裁裁判により最終的に決議が行なわれるものとする。この仲裁裁判に関する規則に関しては、規則がこの条項に対して参照により組み込まれる*ものとみなされる。この法廷は、シンガポールにおける国際仲裁裁判センター(SIAC)の所長が選任した一人の仲裁人により構成されるものとする。当該仲裁裁判における言語は、英語とする。本件の仲裁人の裁決は、最終的であり、拘束力を有し、かつ不可争的であるとともに、シンガポール、またはその他の国々におけるそれに関しての判決の根本原理として使用される可能性があるものとする。この司法管轄権の選択は、いずれかの当事者が、あらゆる妥当な司法管轄権において、知的所有権の侵害、または機密性に関する責務の不履行に関する差止命令による救済を求めるということを妨げないものとする。

第 30 条 本件の供給者の権利

この契約に基づいて本件の供給者の権利に関するあらゆる明示的な表明は、この契約において明示的に陳述が行なわれる、あるいは法律上発生する本件の供給者のあらゆるその他の権利を侵害しないものとする。

Digital Artifact ® および Datasaver™は、Digital Artifact Pte. LTD (1003 Bukit Merah Central, #05-30, Bukit Merah Technopreneur Centre, Singapore 159836)の商標であるものとする。あらゆるその他の商標は、それぞれの所有者らの財産権に属するものとする。あらゆる権利は、ここにおいて留保されるものとする。著作権© 2005 Digital Artifact

datasaver

datasaver URL: <http://www.datasaver-pro.com/>